17. 資源の発見

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人が、「資源の発見」をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合(該当しないことが明らかでない場合を含む。)は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

発見された資源の採掘又は採取を開始する営業期間の開始日から3年以内に開始する各営業期間のいずれかにおいて、当該資源による営業収益の増加見込額が直前営業期間の営業収益の10%に相当する額以上

※ 投資法人の営業期間が6月であるときは、「各営業期間」を「各特定営業期間(1の特定営業期間(連続する2営業期間をいう。)の末日の翌日に開始するものに限る。)」と、「直前営業期間の営業収益」を「直前2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えてください。

【上場規程第1213条第2項第1号b(q)、施行規則第1229条第1項第9号】

- (注1)「資源」とは、鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項にいう「鉱物」、採石法(昭和25年法律第291号)第2条にいう「岩石」などの鉱物資源をいい、「発見」とは、発行会社において採掘又は採取することができるものとして新たにその存在を認識することで、新たな物質の発明(創作)やいわゆる用途発明はこれに含まれません。なお発見の場所は国内、国外を問いません(法務省刑事局付検事・横畠祐介著「逐条解説 インサイダー取引規制と罰則」商事法務研究会、1989年3月23日、111頁)。
- (注2) この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、運用状況に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

[開示に関する注意事項]

○ 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 発見した資源の内容
 - ・ 資源の種類、場所、用途等を記載する。
- b. 資源の発掘又は採取開始時期
- c. 今後の見通し
 - 当期以降の運用状況に与える影響の見込みを記載する。
 - 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 当期運用状況の予想及び前期実績

- ・ 参考として、当期運用状況の予想(資源の発見に際して当期運用状況予想を新たに算出 した場合には、新たな予想の内容)及び前期実績を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、資源の発見による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「運用状況の予想の修正」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。